

供給約款等以外の供給条件

(料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕)

平成 24 年 3 月 1 日実施



北海道電力株式会社

平成24・01・24資第17号

認 可

平成24年1月25日

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）ならびに選択約款の時間帯別電灯（平成21年3月3日届出。以下「時間帯別電灯」といいます。）、ピーク抑制型時間帯別電灯（平成21年3月3日届出。以下「ピーク抑制型時間帯別電灯」といいます。）、3時間帯別電灯（平成21年3月3日届出。以下「3時間帯別電灯」といいます。）、低圧時間帯別電力（平成21年3月3日届出。以下「低圧時間帯別電力」といいます。）、深夜電力Aおよび深夜電力B（平成21年3月3日届出。以下「深夜電力Aおよび深夜電力B」といいます。）、深夜電力C（平成21年3月3日届出。以下「深夜電力C」といいます。）、深夜電力D（平成21年3月3日届出。以下「深夜電力D」といいます。）、融雪用電力A（平成21年3月3日届出。以下「融雪用電力A」といいます。）、融雪用電力B（平成21年3月3日届出。以下「融雪用電力B」といいます。）、融雪用電力C（平成21年3月3日届出。以下「融雪用電力C」といいます。）、融雪用電力D（平成21年3月3日届出。以下「融雪用電力D」といいます。）および融雪用電力L（平成21年3月3日届出。以下「融雪用電力L」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) この供給条件は、(2)の場合を除き、平成24年3月の検針日から平成25年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の

応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 料 金

供給約款15（料金）(1)、供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)、時間帯別電灯6（料金）、ピーク抑制型時間帯別電灯6（料金）、3時間帯別電灯6（料金）、低圧時間帯別電力6（料金）、深夜電力Aおよび深夜電力B3（深夜電力A）(5)、深夜電力Aおよび深夜電力B4（深夜電力B）(4)、深夜電力C6（料金）、深夜電力D6（料金）、融雪用電力A6（料金）、融雪用電力B6（料金）、融雪用電力C6（料金）、融雪用電力D6（料金）および融雪用電力L6（料金）は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款15（料金）(1)の「料金は、早取期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早取料金とし、早取期間経過後に支払われる場合には遅取料金といたします。ただし、27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28（日割計算）により日割計算をしてえた料金については、早取料金といたします。」は、「料金は、早取期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早取料金を太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早取期間経過後に支払われる場合には遅取料金を太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。ただし、27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28（日割計算）により日割計算をしてえた料金については、早取料金を太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の「料金は、早取期間内に支払われる場合には早取料金とし、早取期間経過後に支払われる場合には遅取料金といたします。ただし、27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については、早取料金といたします。」は、「料金は、早取期間内に支払われる場合には早取料金を太陽光発

電促進付加金を加えたものとし、早取期間経過後に支払われる場合には遅取料金に太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。ただし、27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については、早取料金に太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。」と読み替えるものいたします。

- (3) 低圧時間帯別電力6（料金）、深夜電力Aおよび深夜電力B3（深夜電力A）(5)、深夜電力Aおよび深夜電力B4（深夜電力B）(4)、深夜電力C6（料金）、深夜電力D6（料金）、融雪用電力A6（料金）、融雪用電力B6（料金）、融雪用電力C6（料金）、融雪用電力D6（料金）および融雪用電力L6（料金）の「料金は、早取期間内に支払われる場合には早取料金とし、早取期間経過後に支払われる場合には遅取料金といたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については、早取料金といたします。」は、「料金は、早取期間内に支払われる場合には早取料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早取期間経過後に支払われる場合には遅取料金に太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については、早取料金に太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。」と読み替えるものいたします。
- (4) 時間帯別電灯6（料金）の「料金は、早取期間内に支払われる場合には早取料金とし、早取期間経過後に支払われる場合には遅取料金といたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに8（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早取料金といたします。」は、「料金は、早取期間内に支払われる場合には早取料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早取期間経過後に支払われる場合には遅取料金に太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに8（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早

収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

- (5) ピーク抑制型時間帯別電灯 6（料金）および 3 時間帯別電灯 6（料金）の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、供給約款 27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに 10（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし、供給約款 27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに 10（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。
- (6) 太陽光発電促進付加金は、次のとおりといたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの 1 灯につき	2 4 銭
	20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	4 9 銭
	40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	7 4 銭
	60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	1 円 2 3 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき 50ワットまでごとに	6 1 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 7 銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	7 4 銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	3 7 銭

ただし、供給約款等以外の供給条件（平成23年10月3日付け平成23・09・12資第5号認可。以下「定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置」といいます。）2（料金）の適用を受ける10ワットまでの電灯の太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

1灯につき	13銭
-------	-----

b 臨時電灯A

太陽光発電促進付加金単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	20銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	20銭

c 臨時電力

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	21銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11銭

d 供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまに付いての特別措置）

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワット を増すごとに
1日につき	5銭	11銭	21銭	32銭	11銭

e 深夜電力A

太陽光発電促進付加金単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	3円15銭
--------	-------

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3銭
------------	----

ロ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、次により算定いたします。

なお、太陽光発電促進付加金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約負荷設備ごとの太陽光発電促進付加金単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および深夜電力A

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約種別ごとの太陽光発電促進付加金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量にイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の太陽光発電促進付加金は、最低料金適用電

力量にイロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにイロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。

なお、供給約款附則3(従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い)の適用を受ける場合は、太陽光発電促進付加金は、供給約款附則3(従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い)(2)に準じて算定いたします。

4 日割計算

供給約款28(日割計算)、時間帯別電灯8(その他)(1)イ、ピーク抑制型時間帯別電灯10(その他)(1)イおよび3時間帯別電灯10(その他)(1)イは、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款28(日割計算)(1)の「当社は、27(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により早収料金を算定いたします。」は、「当社は、27(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものとし、時間帯別電灯8(その他)(1)イ、ピーク抑制型時間帯別電灯10(その他)(1)イおよび3時間帯別電灯10(その他)(1)イの「当社は、供給約款28(日割計算)に準じて日割計算を行ない早収料金を算定いたします。」は、「当社は、供給約款28(日割計算)に準じて日割計算を行ない早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款28(日割計算)(1)イの「基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の早収料金は、別表8(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。」は、「基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の早収料金または定額制供給の太陽光発電促進付加金は、別表8(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款28(日割計算)(1)ロの「電力量料金は、日割計算の対象となる

期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。」は、「電力量料金および従量制供給の太陽光発電促進付加金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。」と読み替えるものといたします。

5 日割計算の基本算式

供給約款別表8（日割計算の基本算式）は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款別表8（日割計算の基本算式）(1)イの「基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の早収料金を日割りする場合」は、「基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金または定額制供給の太陽光発電促進付加金を日割りする場合」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款別表8（日割計算の基本算式）(1)ハの「日割計算に応じて電力量料金を算定する場合」は、「日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の太陽光発電促進付加金を算定する場合」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款別表8（日割計算の基本算式）(5)の「供給停止期間中の早収料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。」は、「供給停止期間中の早収料金または太陽光発電促進付加金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。」と読み替えるものといたします。

6 供給停止期間中の料金

供給約款38（供給停止期間中の料金）の「36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金といたします。）を28（日割計算）により日割計算をして，早収料金を算定いたします。」は、「36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まった

く電気を使用しない場合の月額料金（早取料金の場合の料金といたします。）を28（日割計算）により日割計算をして、早取料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

7 制限または中止の料金割引

供給約款41（制限または中止の料金割引）は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(1)の「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早取料金を算定いたします。」は、「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早取料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(1)イの「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。」は、「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに太陽光発電促進付加金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の太陽光発電促進付加金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(3)の「臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早取料金を算定いた

します。」は、「臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早取料金および太陽光発電促進付加金を算定いたしません。」と読み替えるものといたします。

8 そ の 他

- (1) 定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置の適用を受けたことにより，料金に変更があった場合，当該適用の日を含む料金の算定期間の太陽光発電促進付加金の算定にあたっては，供給約款27（料金の算定），4（日割計算）および5（日割計算の基本算式）によって日割計算を行ない，料金を算定いたします。
- (2) その他の事項については，供給約款，時間帯別電灯，ピーク抑制型時間帯別電灯，3時間帯別電灯，低圧時間帯別電力，深夜電力Aおよび深夜電力B，深夜電力C，深夜電力D，融雪用電力A，融雪用電力B，融雪用電力C，融雪用電力Dまたは融雪用電力Lに定めるところによるものといたします。